

2025年4月9日

重大災害事件の動向：重大災害処罰法の処罰規定に対する 違憲法律審判提請*

*違憲法律審判提請とは、現在裁判中において訴訟事件に適用される法律内容が憲法に違反していると法院が判断する場合、法院が憲法裁判所に対して当該法律の違憲可否を判断してくれることを要請・提請することで、憲法裁判所の最終判断までは当該訴訟の裁判手続きは停止されます。

I. 事案の概要

被告人会社Aは業務施設の新築工事を請け負い、そのうち機械式駐車設備の断熱工事を「甲」会社に下請けしました。駐車設備に設置された駐車機械は、車両運搬機、バランス錘、そしてこれを連結するロープなどで構成されていましたが、「甲」会社の労働者である災害者は、防護柵の内側で断熱材の付着作業をしていたところ、「甲」の他の労働者が駐車機械を作動させたせいで、下降するバランス錘と防護柵の間に挟まって死亡しました**。

**発注者 → 被告人会社 A(請負人) → 「甲」会社(下請人) → 「甲」会社従業員の事故死

II. 刑事裁判の進行過程

検事は、被告人会社Aの代表理事であり経営責任者であるBを重大災害処罰法違反で起訴しました。特に、経営責任者であるBが災害予防に必要な人材及び予算等の安全保健管理体系の構築及びその履行に関する措置(法第4条第1項第1号)、その中でも、①事業または事業場の特性による有害・危険要因を確認して改善する業務手続を設け、これを点検し必要な措置をとること(施行令第4条第3号)、②事業または事業場の安全・保健に関する事項について従事者の意見を聞く手続を設け、点検と必要な措置をとること(施行令第4条第7号)、③第三者へ業務を請け負わせた場合、従事者の安全・保健を確保するために必要な基準と手続を設け、当該基準と手続の遵守有無を点検すること(施行令第4条第9号)という三つの措置を履行しなかったという内容で公訴事実を構成・起訴しました。

第1審法院は、会社Aと代表理事Bに対して有罪判決を宣告しました。これに対し、AとBは不服・控訴した後、控訴審(第2審)法院に対し、検事がAとBに対して適用した重大災害処罰法

のうち、第6条第1項(処罰規定)、第4条第1項第1号(必要な措置の内容)、第5条(請負に関する規定)、同法施行令第4条第3号、第7号、第9号(必要な措置の具体的内容)は憲法に違反するため、控訴審裁判部に違憲法律審判を提請することを申請しました。

III. 違憲法律審判青松刑事裁判の進行過程

被告人らの上記申請に対し、控訴審法院は、上記の法律条項が過剰禁止原則、平等原則、明確性原則を全て違反したと判断しました。

1. 過剰禁止原則の違反

控訴審法院は、上記の法律条項が過剰禁止原則に違反したと判断しました。

① 上記の法律条項は、専門的技術や経験の不足のため、該当業務を専門的に処理できる他人に業務を任せた請負人に対し、該当業務の履行過程で発生する重大災害に関して苛酷なほどの刑事責任を追及することにより、請負契約と委任契約の法理を正面から否定し、目的の正当性が疑わしい。

② 企業の経営者が巨大な事業場のすべての工程を詳しく知ることは難しく、仮に経営者が専門的・技術的知識を持っているとしても、すべての工程を直接に統制することを期待することは難しい。それにも関わらず事実上、完全に予防できない労働災害に対して経営者を処罰する場合、危険性のある産業現場は消えていき、結局は勤労者たちが勤労を提供できる事業場も消えかねない。したがって、上記の法律条項は立法目的を達成するための手段として適合でない。

③ 産業安全保健法はすでに例外的に請負人を処罰できる規定を設けているにもかかわらず、重大災害処罰法は産業安全保健法で定めた請負人処罰規定に比べて法定刑を大幅に引き上げたこと、上記法律条項はすべての請負人などを潜在的処罰の対象として規定することで処罰が必要最小限の程度を越え過度に拡張される余地があること、労災保険と損害賠償制度を通じても勤労者保護の目的を達成できることなどに照らして法益の均衡性要件を充足するとも言い難い。

2. 平等原則の違反

下請人が5人未満の事業場である場合、実際の事故発生に責任がある下請人に対しては重大災害処罰法が適用されず産業安全保健法のみ適用されるものの、請負人に対しては、産業安全保健法に比べて刑罰が重い重大災害処罰法によって処罰されることになり公平に反する。また、事故発生に直接責任がある過失行為者に対しては刑法の業

務上過失致死罪が適用される反面、事故発生に直接な責任がない請負人に対して適用される重大災害処罰法の法定刑がはるかに重い。

3. 明確性原則の違反

上記の法律条項は「災害予防に必要な人材および予算など安全保健管理体系の構築およびその履行に関する措置」という不確定概念を使用しながらも、その具体的な意味を大統領令に全面的に委任することで明確性原則に違反する。

IV. 示唆点

控訴審法院による違憲法律審判提請は、重大災害処罰法のうち、請負人に適用される条項に関するものですが、明確性原則、過剰禁止原則違反部分は請負契約と関係なく重大災害処罰法の「有害・危険要因を確認し改善する業務手続き」条項に対する判断でもあります。また、控訴審法院の決定文が指摘している過剰禁止原則、平等原則、明確性原則の違反は重大災害処罰法の立法過程から指摘されてきた問題点で、控訴審法院もかかる批判な指摘を受け入れたものとみられます。今後、憲法裁判所がこれについてどういった決定を下すのか注目する必要があります。

今後、重大災害処罰法違反に関する捜査と裁判過程においては、上記控訴審法院が認めている重大災害処罰法の問題点を指摘しながら、重大災害処罰法違反罪の認定は非常に慎重に判断しなければならないという主張しつつ、たとえ有罪が認められるとしても重大災害処罰法の問題点を量刑において考慮しなければならないという主張をすることで、今回の控訴審法院による違憲法律審判提請を積極的なアピールポイントとして活用できると思います。

関連構成員

高範碩(コ・ボムソク)

弁護士

T 02.3404.1999

E bomsok.ko@bkl.co.kr

朴珪成(パク・ヒョンソン)

弁護士

T 02.3404.0934

E hyunsung.park@bkl.co.kr

金泰珍(キム・テジン)

弁護士

T 02.3404.0482

E taejin.kim@bkl.co.kr

金在昫(キム・ジェグ)

弁護士

T 02.3404.0176

E jaegu.kim@bkl.co.kr

金珉助(キム・ミンジョ)

弁護士

T 02.3404.0934

E minjo.kim@bkl.co.kr

法務法人(有限)太平洋のニュースレターに掲載されている内容や意見は、一般的な情報提供のみを目的に発行されており、法務法人(有限)太平洋の公式的な見解や何らかの具体的な事案に対する法的意見を差し上げるものではないこと、ご了承ください。ニュースレターに関するお問い合わせは、上記の連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。